

# 姫路城世界遺産登録30周年記念ロゴマークガイドライン

令和4年(2022年)12月 8日

## 1 はじめに

本ガイドラインは、姫路城世界遺産登録30周年記念ロゴマークを使用する際の使用方法についてガイダンスとともに規定したものであり、姫路城世界遺産登録30周年の機運醸成を効果的に推進するために定めたものです。

本文書の内容は適宜更新されますので、ご注意ください。

また、姫路城世界遺産登録30周年記念ロゴマーク利用者は、常に最新版であることを確認してください。

## 2 意義

国宝姫路城は平成5年12月、奈良の法隆寺地域の仏教建造物とともに、日本で初の世界文化遺産に登録され、令和5年に30周年を迎えます。

世界に誇る姫路城の保安全管理・活用をより一層進めていくことを国内外にアピールしていくためのシンボルがこの世界遺産登録30周年を記念したロゴマークです。

## 3 コンセプト・ロゴマークに込めたおもい

姫路城世界遺産登録30周年ロゴマークは、姫路城の重厚感とともに未来への躍動感を感じさせるロゴタイプと、近年のトレンドであるミニマルデザインを取り入れたロゴマークからなり、若者から年配の方まで受け入れられるデザインを意識し制作しました。また、ターゲット層や掲示場所等に合わせて色を変更できるよう単色で制作しました。

メインカラーは茜色としました。茜色は古くから日本にあるなじみ深い色であり、江戸時代末期の日の丸も日本茜で染められていたと言われていています。また、元旦の初日の出前の空の色を初茜と呼ぶことから、姫路城にいらっしゃる皆さまに暖かな太陽の光が降り注ぎ、温かな気持ちになれるよう、また、世界遺産登録30周年を契機にさらに姫路城が世界へ羽ばたけるよう、祈りを込めました。

#### 4 ロゴマークのレギュレーション

本ガイドラインに従って使用できるロゴマークは、以下の2タイプです。配置するスペースや隣接する他要素によって使用することができます。

- (1) メインカラーは茜色（ウェブカラー：#b7282d、RGB：R183 G40 B45、CMYK：C0 M90 Y70 K30）とします。デジタル用データはRGBを、一般的な印刷用データはCMYKを使用してください。ただし、ターゲット層や掲示場所に合わせて色変更は可能です。



姫路城  
世界遺産登録  
30周年記念



姫路城  
世界遺産登録  
30周年記念



(2) モノクロ



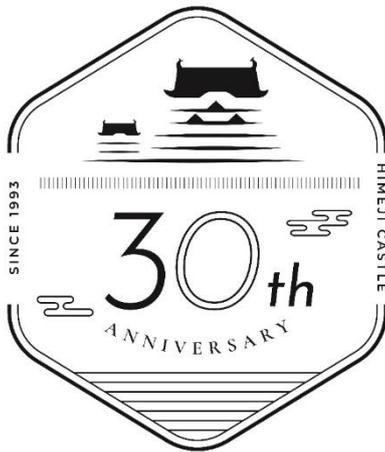
姫路城  
世界遺産登録

30周年記念



姫路城  
世界遺産登録

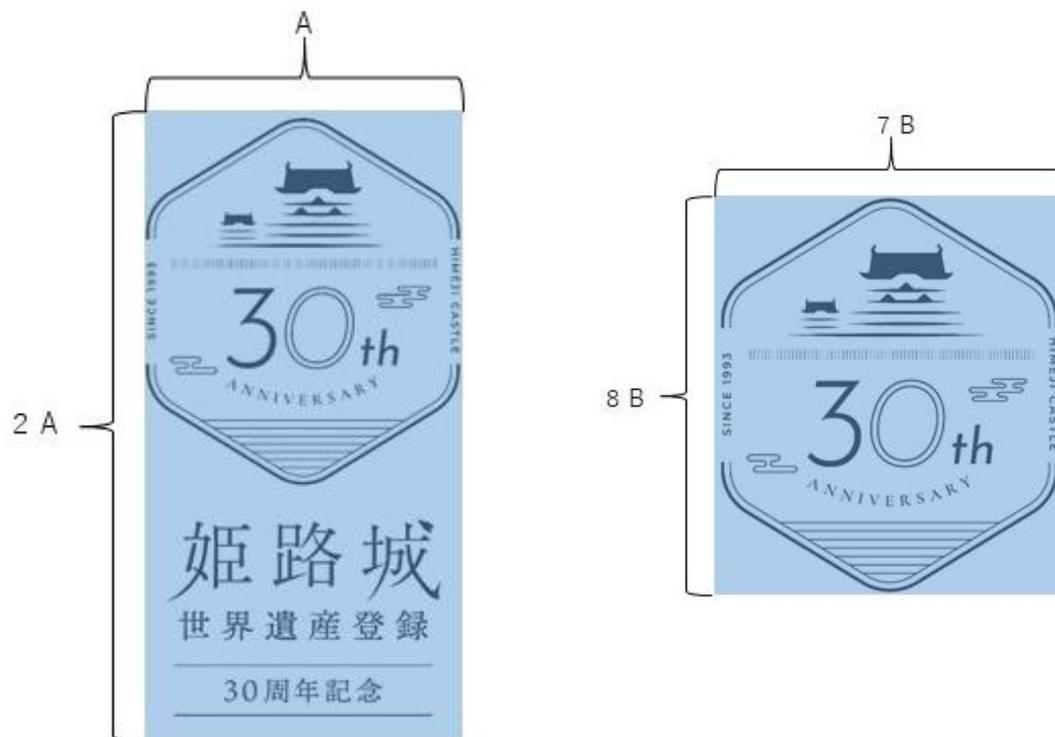
30周年記念



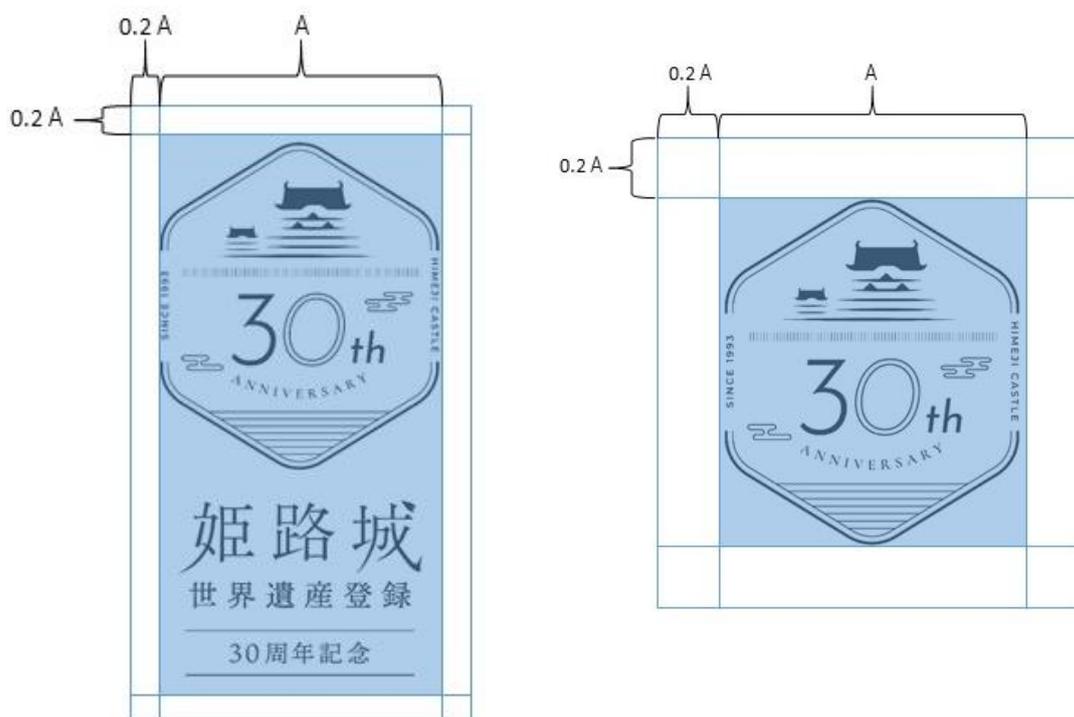
## 5 ロゴマークの使い方

### (1) デザイン

#### ア レギュレーション (縦横比)



#### イ アイソレーションエリア (余白の確保)



ウ 背景・周囲に対するサイズ（A版、B版の印刷物）  
最大で縦方向は1／12、横方向は1／7以内とすること。

エ 背景・周囲に対するサイズ（その他）  
はっきりと読み取れるサイズで使用すること。

(2) 使用についてのルール

ア 禁止される使用方法

- ・ふちどりで表示すること
- ・書体を変えること
- ・変形や、傾けること
- ・組み方を変えること
- ・立体的な表現や他の要素を追加すること
- ・サイズバランスを変更すること
- ・影を付けること
- ・白抜きやアウトラインのみで使用すること



姫路城  
世界遺産登録  
30周年記念

【禁止する使用例】

イ その他のルール

- ・ロゴ周辺にはロゴ以外は配置しないようにしてください。
- ・他のロゴと併記して使用する場合は同等に見えるようにしてください。
- ・原則、背景色は白色など、ロゴマークがはっきりわかる色にしてください。

(3) 使用目的

ロゴマークは本ガイドラインに従い、以下の目的で使用することができます。

- ・個人による個人使用目的
- ・本市が承認した事業や商品等の広告目的
- ・企業・団体等による企業・団体の内部・外部使用目的

(4) ロゴマークを使用できる方

- ・個人、企業、国、地方公共団体、公益法人、その他非営利活動団体等
- ・公序良俗に反せず、かつ反社会勢力との関係がない方

(5) 使用できるロゴマーク

本ガイドライン4 ロゴマークのレギュレーションに記載されているロゴマークに限ります。

(6) ロゴマークの使用方法

本ガイドライン4 ロゴマークのレギュレーションに記載されている様態以外での使用はできません。

専用サイトより申請の上、データをダウンロードして使用してください。

ロゴマークの使用にあたり、本市からサンプルの提出や修正をお願いする場合があります。

ダウンロードしたロゴマークのデータを変更・改変することは禁止します。

上記以外の方法では使用できません。

ダウンロードしたデータを、第三者へ再配布するなどの行為は禁止します。

#### (7) 具体例

##### ア 使用が認められる例

- ・ 姫路城世界遺産登録30周年記念事業として本市が承認した事業の広告類
- ・ 本市が承認した商品やサービスに関連付けて使用する場合（商品及びそのパッケージ、企業広告及び商品広告を含む広告類等）
- ・ 個人による個人的なブログやSNS投稿での使用
- ・ 企業・団体等の内部及び外部において使用する物品類  
例：名刺、事務用品、封筒、社内報、懸垂幕、のぼり旗、業務用車等

##### イ 使用が禁止される例

- ・ 本市が承認していない商品やサービス等に関連付けて使用する場合
- ・ ロゴマークの顧客吸引力及び信用力への不当な便乗にわたるような様態での使用
- ・ 本市及び姫路城のイメージを害するなど、社会的評価を下げる様態での使用
- ・ 本市及び姫路城が使用者や使用者の商品・サービスを推奨・保証しているかのように受け止められるおそれのある使用
- ・ 特定の政治的活動、宗教的活動その他これらに類する活動への使用
- ・ 法令や公序良俗に反するものに関連付けた使用
- ・ 第三者に対する誹謗中傷や差別などに関連付けた使用
- ・ 名誉毀損、詐欺など、第三者の権利を侵害するものに関連付けた使用
- ・ 反社会的勢力に関連付けた使用
- ・ 上記のほか、本市において不適切であると判断した使用

#### 6 使用責任

ロゴマークの使用は使用者の責任のもとで行っていただきます。

ロゴマークの使用が認められる場合であっても、本市は使用者や使用者の商品・サービス等について推奨や保証を行うものではありません。

ロゴマークが使用された媒体やその内容、本ガイドラインに反するロゴマークの使用、その他、個々のロゴマークの使用について、本市は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

#### 7 ロゴマークの使用期限

姫路城世界遺産登録30周年記念事業終了日（令和6年3月31日予定）まで使用期限経過後は直ちにロゴマークの使用を終了してください。

その他本市から指示がある時は当該指示に従ってください。

## 8 知的財産権

ロゴマークに関する著作権など一切の知的財産権は本市に帰属します。

ロゴマークの不正使用又は本ガイドラインに反する使用により、本市のロゴマークにかかる知的財産権が侵害された場合、差止請求や損害賠償請求等の法的措置を講じる場合があります。

## 9 本ガイドラインの改定について

本ガイドラインは本市が事前の予告なく改定することがあります。

なお、本ガイドラインが改定された場合は改定後のガイドラインに従っていただきます。

## 10 問い合わせ先

姫路市 観光スポーツ局 観光文化部 観光課 記念事業準備室

電話：079-221-2121

メール：kanko@city.himeji.lg.jp